



平成18年5月18日

各 位

会社名 玉井商船株式会社
代表社名 取締役社長 本馬 修
(コード番号 9127 大証)
問合せ先 総務部長 木下和之
電話番号 03(5472)7031

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月17日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第97回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86条)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設・変更のほか、定款全般について会社法に対応した用語並びに引用条文の変更などの所要の変更を行うものであります。
- (2) 公告方法について、周知性の向上及び経営の合理化を図るため、所要の変更を行うものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。(変更案第5条)
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86条)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、株主が有する単元未満株式の権利を明確にする旨の規定を新設するものであります。(変更案第10条)
- (4) 「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が施行されたことに伴い、株主総会参考書類等を利用する方法で開示することで株主に対して提供したものとみなすことが認められたことに伴い、株主総会運営の合理化を目的とする旨の規定を新設するものであります。(変更案第19条)
- (5) 「会社法」(平成17年法律第86条)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは取締役会の決議を省略することができるようになったことに伴い、迅速な意思決定を可能とするための規定を新設するものであります。(変更案第26条第2項)
- (6) 取締役及び監査役及び期待される役割を十分に発揮できるように、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除できる旨、また、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするための規定を新設するものであります。(変更案第30条、第39条)
なお、第39条を議案として提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。
- (7) 「会社法」(平成17年法律第86条)が平成18年5月1日に施行され、一定の要件を満たす会社にあつては、剰余金の配当等を取締役会の決議により決定することができるようになりましたので、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨の規定を新設するものであります。(変更案第44条)

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙(新旧対照表)のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は 7040 萬株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(1 単元の株式数及び単元未満株の不発行)</p> <p>第 6 条 当社の 1 単元の株式の数は 1,000 株とする。 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。但し株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>7,040 万株とする。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。 当社は、<u>第 7 条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。但し株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 <u>当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権</u></p>

<p>(株式取扱規定)</p> <p>第 7条 当社の発行する株券の券種、株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示、諸届、株券の表示、株券の再発行、株券の喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、手数料等株式取扱いに関する事項は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 8条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株式名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿株式は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、の名義書換、質権登録、信託財産表示、株式に関する諸届の受理、株券の再発行、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 9条 当社は毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その年度の定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。 前項のほか必要ある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または質権者とする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(12条に移設)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱所は、取締役会の決議によって定める。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使に際しての手續等は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>
--	--

(株主総会招集の時期)

第10条 定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヵ月以内に、臨時株主総会は必要に応じ、これを招集する。

(新設)

(総会の議長)

第11条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たり、取締役社長に支障があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(新設)

(総会の決議方法)

第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段に定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってする。

商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。但しこの場合には、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

(新設)

(総会の議事録)

第14条 総会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印する。

(新設)

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(総会の決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第19条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結決算書類に記載また

<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第15条 当会社には<u>取締役10名以内を置く。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第16条 取締役は株主総会において選任する。 前項の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>補欠または増員として選任された取締役の任期は、<u>現任取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 <u>取締役会の決議をもって代表取締役若干名を定める。</u> 取締役会の決議をもって<u>取締役会長及び取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第19条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第20条 取締役会は、<u>取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u> 取締役社長に<u>支障のあるときは、あらかじめ取締</u></p>	<p><u>は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 <u>当会社の取締役は7名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 (現行どおり) <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削除)</p> <p>附則 第22条第1項の規定に係わらず平成17年6月29日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は従来どおり2年とする。なお、本附則は平成19年3月期に関する定時株主総会終結の時をもって、これを削除する。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u> (第29条に移設)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 取締役社長に<u>事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が</u></p>
--	---

<p>役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役及び各監査役にその通知を発する。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第 23 条 取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する</p> <p>(新 設)</p> <p>(移 設)</p> <p>(移 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(第 28 条に移設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印する。</p> <p>前条第 2 項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第 28 条 取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p>
--	---

<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第25条 当会社には監査役 4 名以内を置く。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第26条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">前項の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任監査役の在任期間と同一とする。</u></p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第 28 条 <u>監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(常勤監査役及び常任監査役)</p> <p>第29条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">監査役は、<u>互選により常任監査役を定めることができる。</u></p> <p>(監査役会の招集者及び議長)</p> <p>第30条 監査役会は、その開催を必要と認める監査役が招集し議長となる。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、<u>各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。但し監査役全員の同意があるときは、この期間を短縮し、または招集の手続きを経ないで開くことができる。</u></p>	<p><u>る。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、金 400 万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第31条 当会社の監査役は 4 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 40px;">前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(第 38 条に移設)</p> <p>(常勤監査役及び常任監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">監査役会は、<u>その決議によって常任監査役を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。<u>但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
---	--

<p>(新 設)</p> <p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第 32 条 監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第33条 監査役会の議長は、その議事の経過の要領及び結果を議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p>	<p>(第 37 条に移設)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第 37 条 監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第 38 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(移 設)</p>	<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 39 条 当会社は、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>
<p>(移 設)</p>	<p><u>当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金 400 万円以上であらかじめ定める金額または法令で定める額の何れか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 6 章 会計監査人</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第 40 条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	
<p>(新 設)</p>	
<p>(新 設)</p>	

<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第34条 当社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、3月31日をもって決算を行う。</p> <p>(利益配当金の支払)</p> <p>第35条 利益配当金は、毎決算期末現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に、これを支払う。但し支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払いの義務を免れる。</p> <p>未払の利益配当金に対しては、利息をつけない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(但し書き以降、第45条に新設)</p> <p>(削 除)</p> <p>(剰余金の処分等の決定機関)</p> <p>第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める。</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第45条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>
--	---

以 上